成東駅北側周辺地区整備について

令和4年度

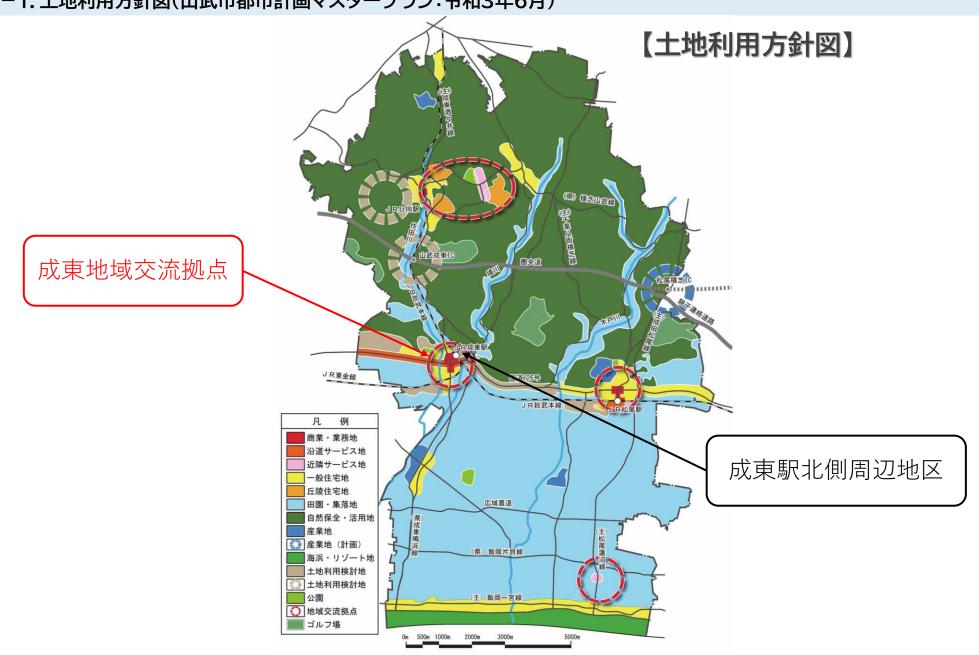
第1回山武市都市計画審議会

日時:令和5年2月3日 15時~

場所:山武市役所第5会議室

- 1. 成東駅北側の位置付け等
- 2. 成東駅北側における過去の開発検討の経緯等
- 3. 成東駅北側の現状
- 4. 成東駅北側の課題
- 5. 都市計画道路の見直し内容と課題への対応
- 6. 今後について

1-1. 土地利用方針図(山武市都市計画マスタープラン:令和3年6月)

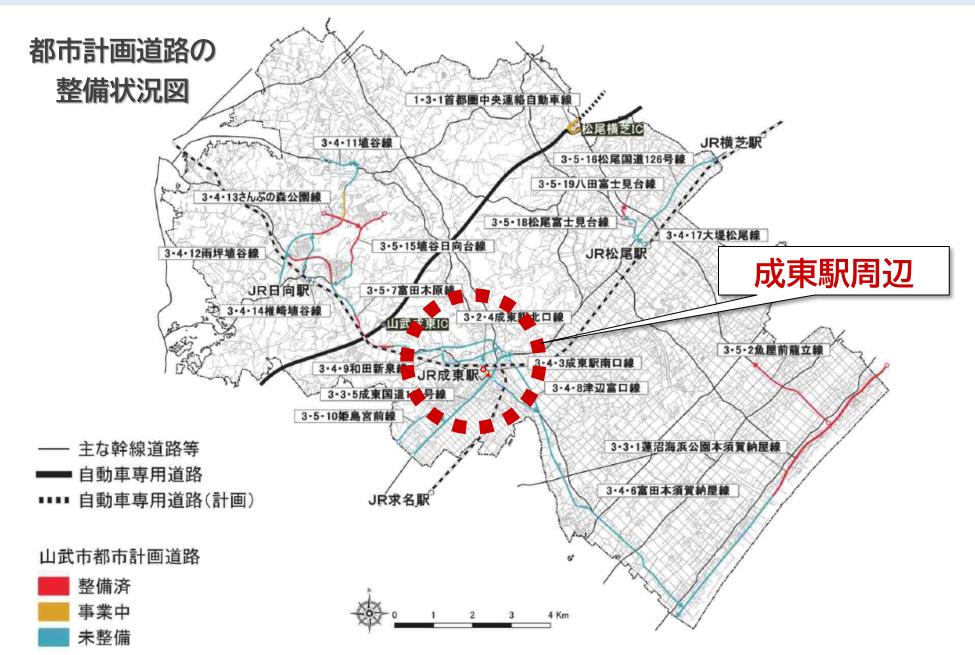


1-2. 成東地域交流拠点の整備方針(山武市都市計画マスタープラン:令和3年6月)

【成東地域交流拠点の将来イメージ図】



1-3. 都市計画道路の整備状況①

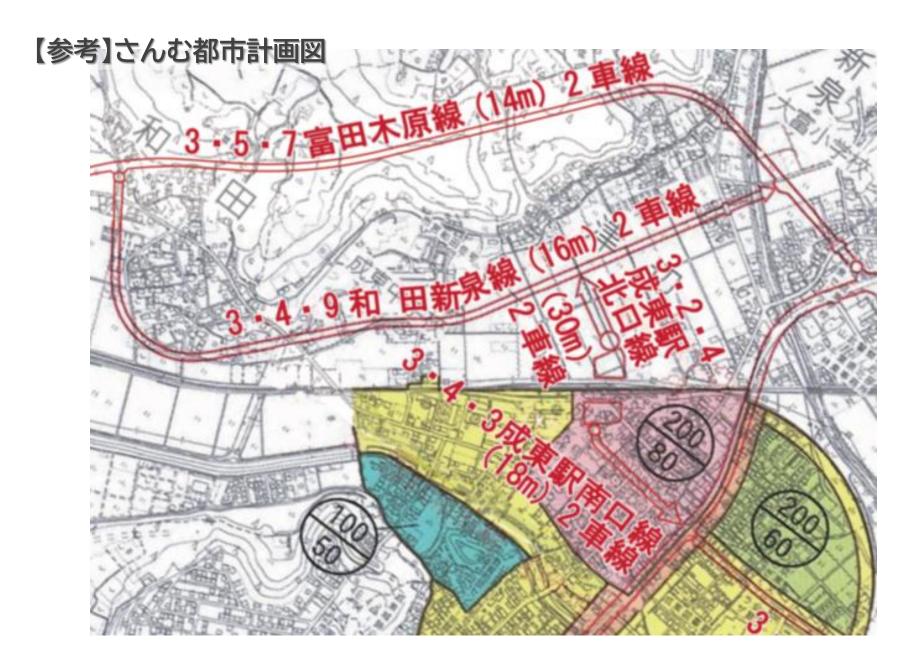


1-3. 都市計画道路の整備状況②

都市計画道路の整備状況図(成東駅周辺部拡大)



1-4. 成東駅北側の土地利用の状況



1-5. 成東駅北側の基本方針①(山武市都市計画マスタープラン:令和3年6月)

【土地利用に関する基本方針】

- (1) 自然との調和を基本とした土地利用の促進
 - <u>○土地利用検討地</u>(抜粋)

<u>JR成東駅北側については、</u>地域交流拠点の整備方針や地域別構想に即しつつ、地域住民の意向や土地利用のニーズ・実現可能性を踏まえ、 土地利用の促進と適正な規制・誘導等の方策を検討します。 また、<u>JR成東駅北側は、地区の利便性や防災、交通安全の確保に</u> 資する道路の整備を合わせて検討します。

(2) <u>都市計画制度を活用した適正な土地利用の規制・誘導</u>(抜粋) <u>用途地域外においては、</u>自然との調和を基本とした土地利用を促進する ため、<u>「農業振興地域整備計画」と連携して、無秩序な市街化を抑制する</u> <u>とともに、道路等都市施設の整備状況や地域の実情を踏まえ、必要に応じ</u> <u>て用途地域等の新たな指定を行い、無秩序な開発の防止と適正な土地利用</u> の規制・誘導を図ります。

また、将来的には、より実効性のある土地利用規制手法の導入を検討し、 拠点となる地区への住宅や利便施設等の集積を図ります。

1-5. 成東駅北側の基本方針②(山武市都市計画マスタープラン:令和3年6月)

【市街地整備に係る基本方針】

- (2) 地域交流拠点の整備方針
 - 2) 成東地域交流拠点の整備方針(抜粋)

JR成東駅周辺について、地区の実情を踏まえ、地区関係者との協働により、 整備のあり方、計画及び手法等を検討するとともに、総合的かつ継続的な 実施に向けた取組を推進します。

また、その取組にあたっては、ハード・ソフト両面の事業展開を推進、または支援することにより南側と北側の一体的な土地利用が図られるよう配慮します。

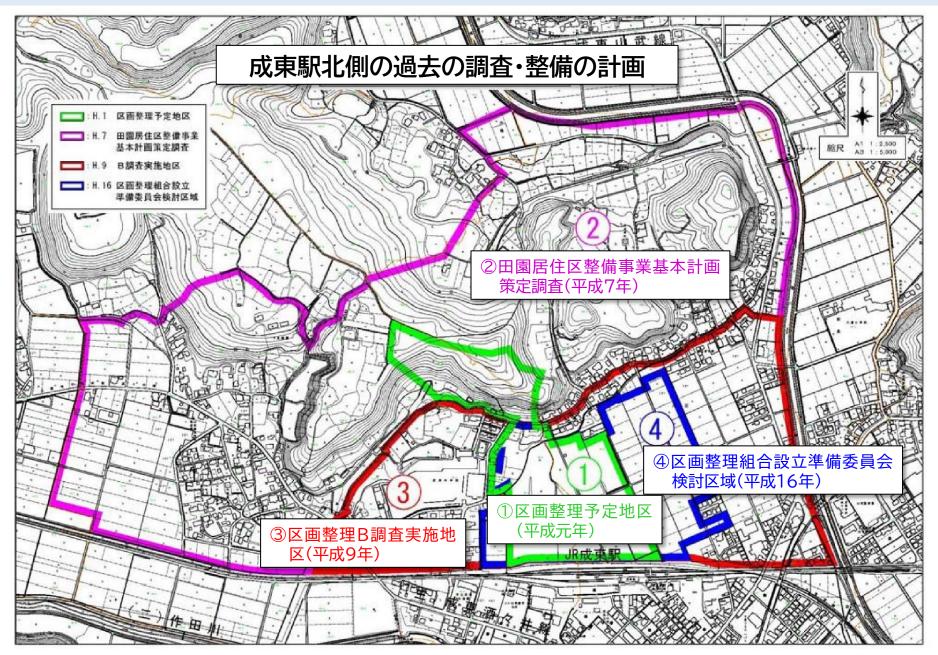
JR成東駅北側については、歩いて暮らせるまちの形成の一環として、土地 利用のニーズや実現可能性等を踏まえ、農地との調和に配慮しながら、住宅 のほか、都市の魅力や日常生活の利便性を高める土地利用を検討します。 併せて、開発の需要や用途及び熟度に応じて、都市計画道路や駅前広場等の 基盤整備について検討します。 1-5. 成東駅北側の基本方針③(山武市都市計画マスタープラン:令和3年6月)

【道路・交通体系に関する基本方針】

(3) 観光振興等の地域活性化に資する交通基盤等の整備促進(抜粋)

圏央道等の広域幹線道路とネットワークを形成する(都)富田木原線、(都)和田新泉線について、圏央道の全線開通や東京湾アクアラインの波及効果を受け止めるため、整備を促進します。なお、(都)和田新泉線については、必要に応じて都市計画道路の見直しを行い、山武成東インターチェンジからJR成東駅北側を経由し、国道126号に至る広域幹線道路の早期実現に向けて、関係機関との連携のもと検討します。

2-1. 過去の調査・整備の計画



2-2. 開発が進まない理由①(軟弱地盤の存在)



2-2. 開発が進まない理由②(排水先の確保)



2-3. 成東駅北側周辺地区整備に向けた検討

【成東駅北側周辺地区整備に向けた取り組み】

〈平成30年度〉

- 第1回説明会(平成30年12月)
- ・アンケートの実施
- ・第2回説明会(平成31年 3月)
- ・水路・地盤高測量、地質調査の実施

<令和元年度>

- ·第3回説明会(令和元年10月)
- アンケートの実施
- · 第 4 回説明会 (令和 2年 2月)
- 「市の整備方針」の提示

く令和2年度>

- ・成東駅北側周辺地区の現状、課題の整理
- ・既決定の都市計画道路の取扱いの整理
- 関係機関協議開始

<令和3年度>

- ・市都市計画マスタープランへの位置付け(令和3年6月) ※和田新泉線の見直しの位置付け
- JR成東駅及び周辺施設の現況測量の実施

<令和4年度>

都市計画決定変更図書作成業務委託の執行

<市の整備方針(令和2年2月説明会)>

- 4. 市の整備方針
- ① 整備については、既存道路の拡幅とし、関係機関と調整のうえ、 地元住民・地権者の皆様と今後も地元説明会などを通じて、意見交 換をして進めるものとします。
- ② 開発・組合区画整理については、民間主導とし、道路整備後に、 地元住民・地権者の皆様の意向を確認のうえ、進めるものとします。
- ③ 施策案などは、気運が高まった時点において、段階的に検討していくものとします。
- ④ 農振区域の除外等については、除外する計画が現段階において ございませんので、除外はいたしません。

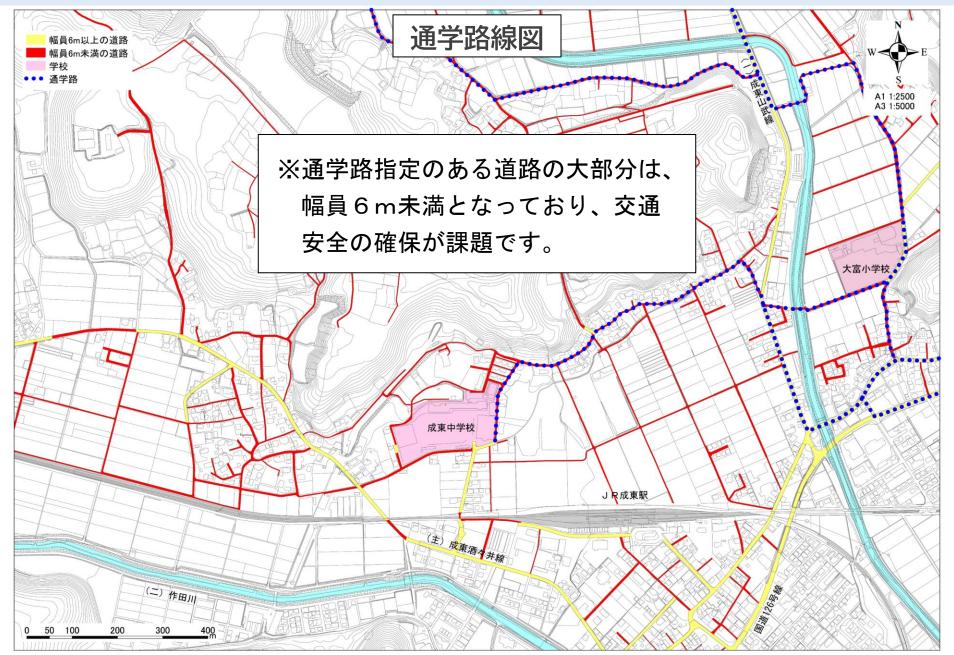
3-1. 土地利用の状況(農業振興地域、低未利用地)



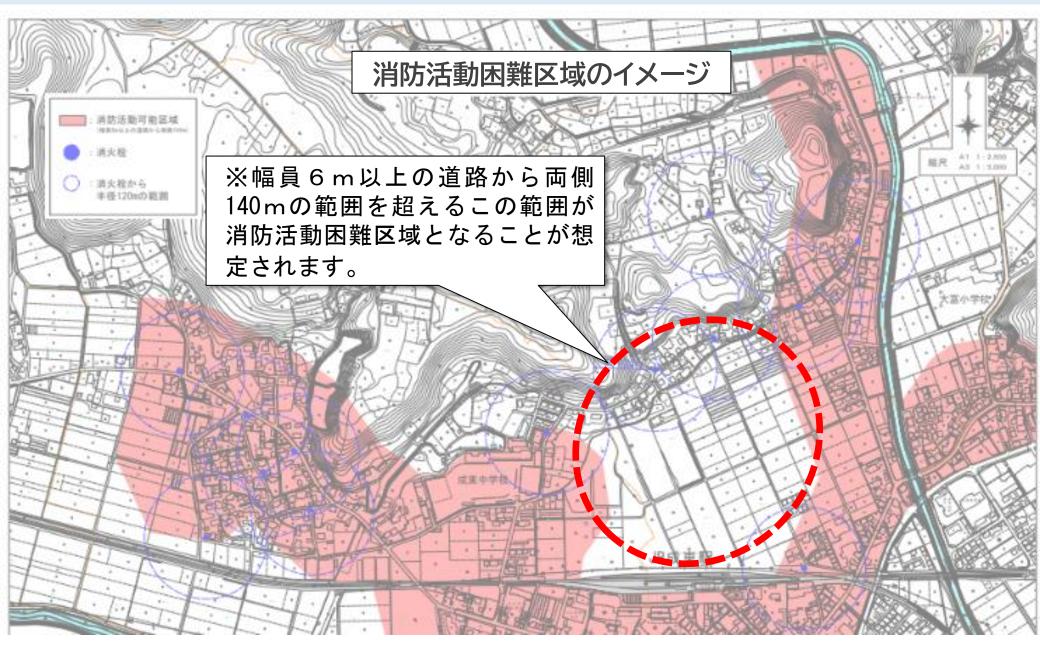
3-2. 幅員別道路現況①



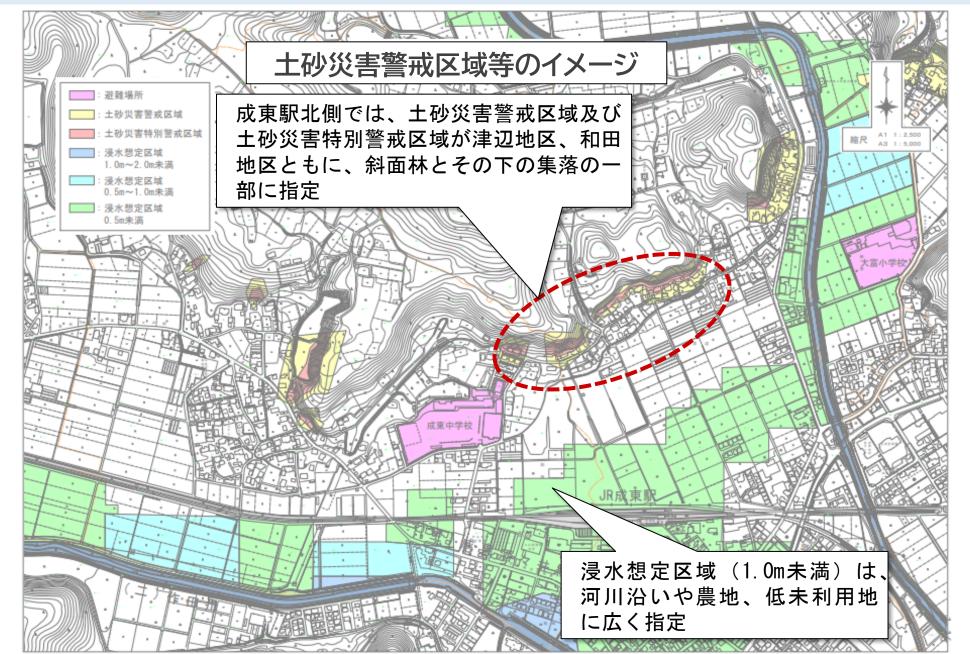
3-2. 幅員別道路現況②(通学路の指定状況)



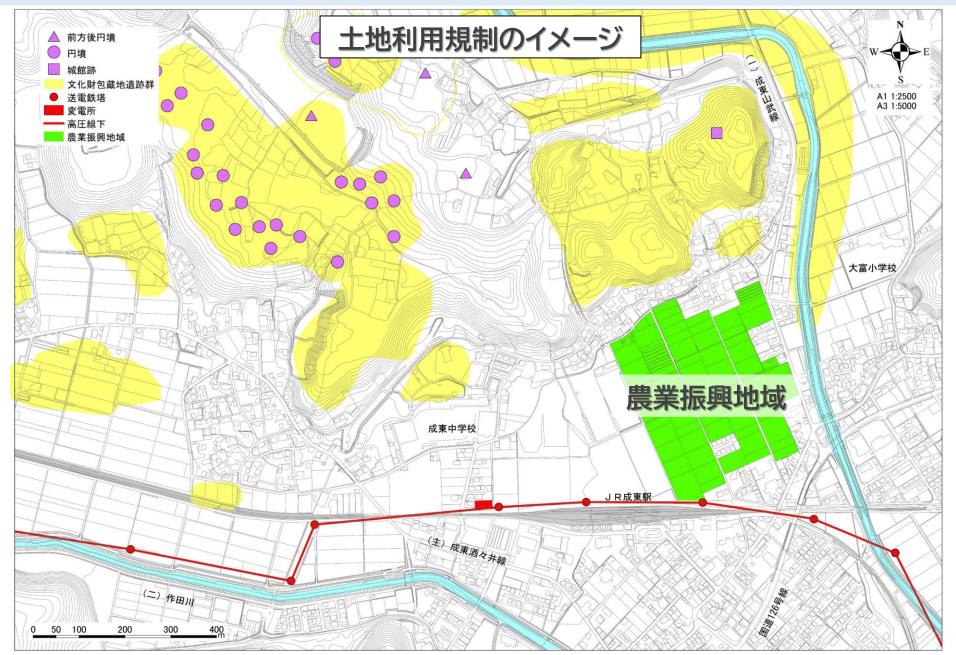
3-3. 消防活動困難区域



3-4. ハザードの状況(土砂災害(特別)警戒区域、浸水想定区域)



3-5. 土地利用規制の状況(農業振興地域、文化財包蔵地遺跡群)



4-1. 現状を踏まえた整理

【成東駅北側の現状を踏まえて、3つの視点で整理】

- 1) 喫緊の課題
 - 通学路の交通安全の確保
 - ・火災への安全性の確保
 - 移動環境の向上
 - 低未利用地の適正利用
- 2) 中長期的な課題
 - 適切な開発・土地利用の誘導
 - ・移動環境の更なる向上
- 3) 喫緊の課題への当面の対応
 - 都市計画道路の見直し
 - 和田新泉線の一部区間の先行整備

4-2. 喫緊の課題①



4-2. 喫緊の課題②



喫緊の課題①

<通学路の安全性確保>

- ・北側の丘陵地沿いの道路が通 学路に指定
- 通学路は幅員6m未満と狭く、 交通事故発生のリスクあり
- ・丘陵地に土砂災害(特別)警戒 区域が指定されており、雨天時 に土砂災害発生のリスクあり
- ⇒通学路を始め、安全に通行で きる生活道路の確保が不可欠

喫緊の課題②

<火災への安全性確保>

- ・丘陵地周辺に立地する既存集落の一部は消防活動困難区域 となっており、火災時の消火活動が困難
- ・さらに既存集落周辺の道路は 幅員6m未満と狭く、消防車や 救急車等の緊急自動車が進入 できないリスクあり
- ⇒消火活動や救助活動などを妨 げない都市基盤整備が不可欠

喫緊の課題③

<移動環境の向上>

- ・成東駅は北口が設置されておらず、駅利用にあたっては南口 にアプローチする必要あり
- ・都市計画道路が未整備で幹線 道路ネットワークが脆弱である ことや、生活道路の幅員が狭い ことから、移動利便性が低い
- ⇒自動車や歩行者など、地区内 外の移動環境の向上が不可欠

喫緊の課題④

<低未利用地の適正利用>

- ・道路等都市基盤が脆弱である 等の理由から、これまで都市的 土地利用は図られていない
- ・成東駅に隣接し低未利用地も 存在するが、都市基盤が脆弱 なままでは、計画的な土地利用 を図ることは困難
- ⇒成東駅に隣接するポテンシャ ルを生かした低未利用地の適 正利用が不可欠

4-3. 中長期的な課題



4-4. 喫緊の課題への当面の対応



喫緊の課題解決に向けた対応

成東駅北側の都市基盤の強化を図り、安全・安心な移動環境を確保しつつ、 将来の土地利用誘導にもつなげていく。

→「都市計画道路の見直し」と「和田新泉線の一部区間の先行整備による 安全・安心な移動環境の確保」 5-1. 都市計画道路の見直しの必要性

3・4・9和田新泉線をはじめとする 成東駅北側の都市計画道路見直しの必要性

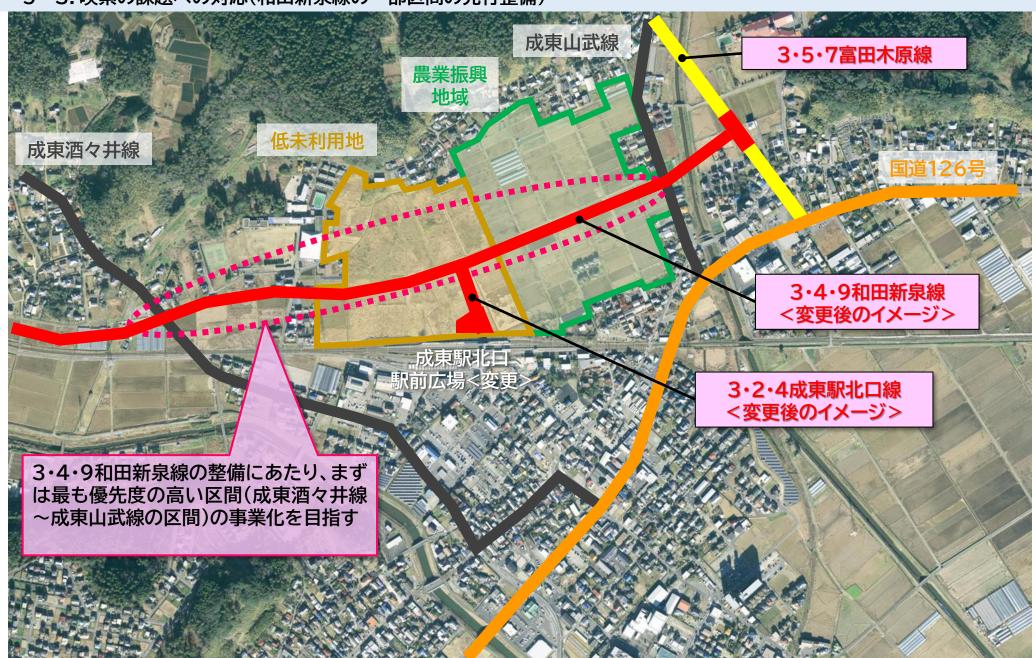
- 3・4・9和田新泉線等は、土地区画整理事業など比較的大規模な面的開発を前提として計画された路線
- 少子高齢化や人口減少など社会情勢が変化する中、今後は開発需要 に応じた適切な開発手法の選択が必要
- その一方、成東駅北側では、通学路の安全性確保や移動環境の向上など、 喫緊に解決すべき日常的な課題が存在

将来を見据えつつ、喫緊の課題にスピード感を持って対応するため、 都市計画道路を適切かつ早期に見直すことが必要

5-2. 都市計画道路の見直し内容

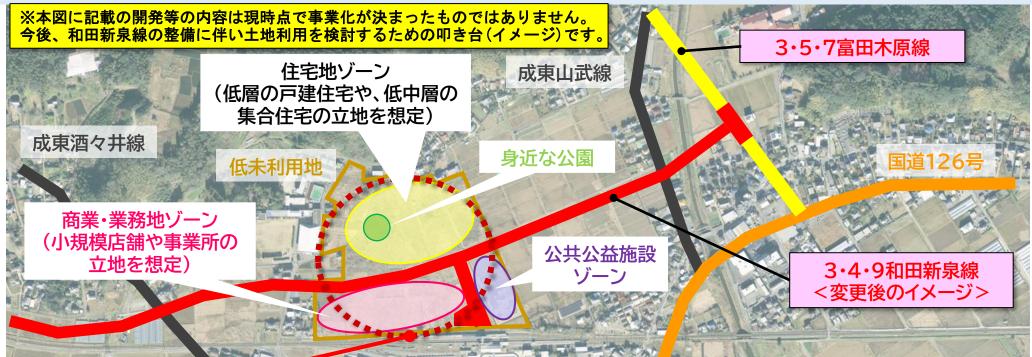


5-3. 喫緊の課題への対応(和田新泉線の一部区間の先行整備)



5. 都市計画道路の見直し内容と課題への対応

5-4. 中長期的な課題への対応(適切な開発の誘導について)



将来の開発範囲の想定

以下の観点から主に低未利用地となっている約10haの範囲を 現時点での想定とする。

- 〇大規模開発計画がない中、適切な開発規模を想定する。
- 〇耕作されている農業振興地域の土地利用を尊重する。
- 〇低未利用地の存在が課題であり、その解消が必要である。
- ○駅前のまちづくりの観点から成東駅との位置関係に留意する。

土地利用を適切に誘導するための開発手法と内容の想定(現時点)

〇土地区画整理事業に代わる事業手法による新たなまちづくりの検討(基幹的な道路・公園等を市が整備する時期を明確にしながら、適切な土地利用規制のもと民間による宅地開発を誘導する。)

- ○現時点での開発区域内のゾーニングイメージ
 - ・住宅地ゾーン(身近な公園を含む)
 - ・商業・業務地ゾーン
 - 公共公益施設ゾーン (P&R駐車場、駐輪場等)

6-1. 主な取り組みの流れ

喫緊の課題への対応

①都市計画道路の 変更手続き

・ 令和5年度から開始し、約1年間を見込んでいます。

②地区内道路の 事業化

都市計画手続き完了後、測量・実施 設計・国庫補助事業関連手続きで約 2年間を見込んでいます。

中長期的な課題への対応

③低未利用地の 土地利用規制

・都市計画手続き完了後に開発需要 を見ながら土地利用規制手法を検 討します。

④適切な開発の 誘導 地区内道路整備の進捗状況や開発 需要に応じて適切な開発の誘導を検 討します。